

1.19 緊急時対応

1.19.1 緊急時対応に必須な機能を発揮するための取決め

1.19.1.1 原子力事業者防災業務計画の目的

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第7条第1項の規定及び原子力災害対策指針に基づき、発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策並びにその他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るため必要な業務を定め、実効性のある原子力災害対策の構築と、円滑かつ適切な遂行に資することを目的とし、この原子力事業者防災業務計画(以下「この計画」という。)を定めている。

1.19.1.2 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により、住民等の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。))の場合にあつては当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態をいう。

(3) 警戒事態

その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階をいう。

(4) 施設敷地緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

(5) 全面緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

(6) 緊急時活動レベル(EAL)

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、原子力施設の状況が、これらの緊急事態の区分に該当するか否かを原子力事業者が判断する基準をいう。

(7) 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策(原子力災害が発生した際に必要となる資機材の整備等の対策を含む。)をいう。

(8) 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(9) 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。

(10) 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可を受けた者、その他の原災法第2条第3号に規定する者をいう。

(11) 原子力事業所

原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

(12) 指定行政機関

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号の規定に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。(経済産業省、国土交通省等)

(13) 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、災害対策基本法第2条第4号の規定に

に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。(九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局等)

(14) 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)をいう。

(15) 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和37年政令第44号)第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随して発生する核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

(16) 緊急時体制

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うために、発電所又は本店がとる体制をいう。

(17) 原子力災害対策活動

緊急時体制発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

(18) 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

(19) 本店原子力防災組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

(20) 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員であり、具体的には、発電所員(但し、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を除く。)及び原子力防災組織の業務の一部を受託した会社の作業員、並びに原子力災害発生時に発電所の原子力防災組織に入り支援等を行う可能性がある川内原子力発電所員、本店等の原子力関係社員をいう。

(21) 緊急時対策要員

本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員(但し、原子力防災要員を除く。)をいう。

(22) 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織を統括する業務を行う者をいう。

(23) 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織について、原子力防災管理者を補佐する業務を行う者をいう。

(24) 原子力緊急事態支援組織

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事

業者防災業務計画等に関する命令(以下「防災業務計画等命令」という。)第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれら进行管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

(25) 緊急時対策所

防災業務計画等命令第2条第2項第1号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設をいう。

(26) 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

(27) 原子力施設事態即応センター

防災業務計画等命令第2条第2項第3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設をいう。

(28) SPDS

防災業務計画等命令第2条第2項第4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

なお、本システムから、統合原子力防災ネットワークを通じ、国が整備する

ERSSへ必要なデータを伝送する。

(29) 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、内閣総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）、関係機関、原子力事業者の原子力施設事態即応センターや緊急時対策所等を接続する情報通信ネットワークをいう。

(30) 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

1.19.1.3 原子力事業者防災業務計画の基本的な考え方

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理、燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範疇から除外している。

したがって、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

(1) 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

(2) 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急時体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への原子力防災要員派遣等。

(3) 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

1.19.1.4 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及び緊急時対策要員は、平常時から、原子力災害対策活動等を理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

1.19.1.5 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときにはこれを修正する。

なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときには、佐賀県地域防災計画、玄海町地域防災計画、長崎県地域防災計画及び福岡県地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官(環境放射線モニタリングに関する事項のとき)の指導及び助言を受ける。

- (2) 社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事にこの計画の修正案を提出して行うものとする。この場合において、社長は、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
- (3) 社長は、この計画を修正した場合、速やかに、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
- (4) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

1.19.1.6 防災体制

(1) 緊急時体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、第1.19-1表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時体制を区分する。

原子力規制委員会が示す緊急時活動レベル(EAL)区分の枠組み及び原子力規制庁が示す緊急事態区分を判断する基準等の解説を基に、発電所各号機の特性及び地域状況に応じたEALの設定を第1.19-2表に示す。

(2) 原子力防災組織

a. 発電所

- (a) 社長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を

行わせるため、あらかじめ発電所に第1.19-1図に定める原子力防災組織を設置して原子力防災要員を置く。

(b) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、直ちに、発電所の原子力防災要員に第1.19-3表に定める業務を行わせる。

(c) 原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行わせるため、副原子力防災管理者及び原子力防災要員のうち、派遣要員を決定する。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係機関の実施する緊急事態応急対策への協力

ロ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係機関の実施する原子力災害事後対策への協力

ハ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

(d) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときは、これを行う。

b. 本店

(a) 社長は、本店に第1.19-2図に定める本店原子力防災組織をあらかじめ設置する。

(b) 社長は、第1.19-2図に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援させるため、あらかじめ本店原子力防災組織に原子力防災要員及び緊急時対策要員を置く。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点に係る要員は、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員に加え、必要に応じ、川内原子力発電所

等から派遣する。

- (c) 社長は、緊急時体制を発令した場合、国及び地方公共団体と連携し、原子力災害の発生を防止するために全社をあげて応急措置を支援する体制を確立する。

c. 原子力防災要員の届出

社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第2条第1項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人数を明記の上、原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事に届け出る。

(3) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

a. 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる業務を行う。

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

- (a) 第1.19-4表の事象(警戒事態に該当する事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、第1.19-3図に示す箇所へ連絡する。
- (b) 第1.19-4表の事象(警戒事態に該当する事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに原子力防災要員を非常召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとと

もに、その概要を第1.19-3図に示す箇所へ報告する。

- (c) 第1.19-5表の事象(原災法第10条に該当する事象)若しくは第1.19-6表の事象(原災法第15条に該当する事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに第1.19-4図又は第1.19-5図に示す箇所へ通報する。
- (d) 第1.19-5表の事象(原災法第10条に該当する事象)若しくは第1.19-6表の事象(原災法第15条に該当する事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を第1.19-5図に示す箇所へ報告する。
- (e) 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資機材を備え付け、随時、保守点検する。
- (f) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときは、これを行う。
- (g) 発電所の原子力防災要員に対し、定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- (h) 旅行又は疾病その他の事由のため、その職務を行うことができない場合、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。
- (i) 原子力防災要員に、原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。

b. 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、第一所長、第二所長、次長(技術)[1・2号]、次長(技術)[3・4号]、次長(防災担当)、次長(環境広報担当)、次長(事務)、次長(保全計画担当)[3・4号]、次長(新検査制度担当)、次長(土木建築担当)、安全品質保証第一統括室長及び安全品質保証第一統括室副室長、

安全品質保証第二統括室長及び安全品質保証第二統括室副室長並びに原子力訓練センター所長の中から選任し、次に掲げる業務を行う。なお、発電用原子炉主任技術者及び廃止措置主任者を除く。

- (a) 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- (b) 原子力防災管理者が不在のときに、第1.19-7表に定めるとおり、号機に応じた順位により、その職務を代行する。
- c. 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事に7日以内に届け出る。

(4) 緊急時体制の発令及び解除

a. 緊急時体制の発令

(a) 発電所

原子力防災管理者は、第1.19-4表の事象(警戒事態に該当する事象)、第1.19-5表の事象(原災法第10条に該当する事象)若しくは第1.19-6表の事象(原災法第15条に該当する事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、第1.19-1表に掲げる区分により直ちに緊急時体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに原子力管理部長に報告する。

(b) 本店

原子力管理部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合、社長に報告し、社長は本店における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本店においても適用することとする。

b. 原子力防災要員等の非常召集

(a) 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時に所内放送等を使用し、第1.19-6図に定める連絡経路により、緊急時体制に応じて発電所の原子力防災要員を非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所の原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

(b) 本店

原子力管理部長は、本店における緊急時体制発令時に社内放送等を使用し、第1.19-7図に定める連絡経路により、緊急時体制に応じて本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集する。

なお、原子力管理部長は、あらかじめ本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

c. 緊急時対策本部の設置

(a) 発電所

イ 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に緊急時対策本部(以下「発電所対策本部」という。)を設置する。

ロ 発電所対策本部は、第1.19-1図に示す原子力防災組織で構成する。

ハ 原子力防災管理者は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

(b) 本店

イ 社長は、本店に緊急時体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態

即応センターに緊急時対策本部(以下「本店対策本部」という。)を設置する。

- ロ 本店対策本部は、第1.19-2図に示す本店原子力防災組織で構成する。
- ハ 本店対策本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合の対応として副社長又は執行役員の中からあらかじめ代行者を定めておくものとする。

d. 緊急時体制の区分の変更

(a) 発電所

発電所対策本部長は、緊急時体制の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

(b) 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急時体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急時体制の区分も変更する。

e. 緊急時体制の解除

(a) 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる状態になった場合、関係機関と協議の上、緊急時体制を解除し、本店対策本部長に報告する。

イ 警戒体制発令後、事象が収束し、警戒体制をとる必要がなくなった場合。

ロ 第1種緊急時体制発令後、事象が収束し、第1種緊急時体制をとる必要がなくなった場合。

ハ 第2種緊急時体制発令後、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

発電所対策本部長は、緊急時体制を解除したときは、発電所対策本部を廃止する。

(b) 本店

本店対策本部長は、発電所の緊急時体制が解除された場合、本店における緊急時体制を解除するとともに、本店対策本部を廃止する。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- a. 本店対策本部長は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、第1.19-8図に定める組織に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の調達・運搬等、事故復旧作業の支援を行わせる。
- b. 本店対策本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

(6) 権限の行使

- a. 緊急時体制を発令した場合、発電所及び本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで相互連携をとりながら行う。
- b. 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。但し、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとする。

なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

1.19.1.7 通報体制及び情報連絡体制の整備

(1) 警戒事態に該当する事象の連絡体制の整備

原子力防災管理者が、第1.19-4表の事象(警戒事態に該当する事象)の発

生について通報を受け、若しくは自ら発見したときの連絡又は警戒事態に該当する事象発生後の経過の連絡のため、あらかじめ第1.19-3図に定める連絡体制を整備しておくものとする。

(2) 原災法第10条第1項に基づく通報体制の整備

原子力防災管理者が、第1.19-5表の事象(原災法第10条に該当する事象)若しくは第1.19-6表の事象(原災法第15条に該当する事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したときの通報連絡のため、あらかじめ第1.19-4図に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

大規模自然災害等が発生した場合においても、通報連絡手段が確保されるよう、必要な体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、原災法第10条第1項に基づく通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

なお、当社が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあつては、原子力災害の発生時に迅速かつ的確に措置を行うため、あらかじめ通報体制を含む計画書を作成し、必要な体制を整備しておくものとする。

(3) 原災法第10条第1項に基づく通報後の情報連絡体制の整備

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への通報、報告及び連絡のため、あらかじめ第1.19-5図に定める連絡体制を整備しておくものとする。

(4) 通報等の運用

発生した事象が複数の通報等の基準にまたがる場合、住民防護の早期実施の観点から、「原災法第15条に該当する事象」、「原災法第10条に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位を付け通報等を行う。

通報等は、可能な限り発生事象を網羅的に行うこととし、発生事象について通報等を行った後、上記事象と同一の緊急事態区分に該当する事象又は上記事象より優先順位が劣後する緊急事態区分に該当する事象を認識したときは、直ちに当該事象の通報等を行う。

なお、通報等を行うための文書を時系列に管理するために、通報等を行う順に通し番号を記入の上、ファクシミリ装置等を用いて送信する。

(5) 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は第1.19-9図に定めるとおりとする。

1.19.1.8 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

(1) 放射線測定設備の設置、検査等

a. 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づく発電所の敷地境界付近の放射線測定設備(以下「モニタリングポスト」という。)を、参考資料-1に定めるとおり定期的に整備・点検し、次に掲げる検査等を実施する。

(a) モニタリングポストの検出部、表示装置、記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態に維持する。

(b) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態にならないようにする。

- (c) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
 - (d) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポストの監視を行う。また、可搬型モニタリングポストを設置し、測定データを収集する等の代替手段を講ずる。
 - (e) 大規模自然災害等に備え、モニタリングポストの代替手段を整備する。
 - (f) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量を取りまとめた資料は、住民等の閲覧できる場所に置く。
 - (g) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。
- b. 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事に7日以内に届け出る。
- c. 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるためb.の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
- (a) 名称、住所及び代表者の氏名
 - (b) 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - (c) 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

(2) 原子力防災資機材の整備

- a. 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次の措置を講ずる。

- (a) 必要な原子力防災資機材を、第1.19-8表に定めるとおり確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
 - (b) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
 - (c) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときは、これを行う。
- b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事に7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに届け出る。

(3) その他の原子力防災資機材の整備

- a. 原子力防災管理者は、前項に定める原子力防災資機材以外の事故収束活動に必要な資機材に関して次の措置を講ずる。
 - (a) その他の原子力防災資機材を、参考資料-1及び第1.19-9表に定めるとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
 - (b) その他の原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、交換又は補充することにより必要数量を確保する。

1.19.1.9 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

(1) オフサイトセンターに備え付ける資料

社長は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に必要な資料のうち、第1.19-10表に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総

理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

なお、原災法第12条第4項に基づく資料については内容に変更があったときに提出する。

(2) 地方公共団体に提供する資料

社長は、原子力災害が発生した場合、原子力災害対策活動に必要となる資料のうち、第1.19-10表に定める資料を佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県及び糸島市の災害対策本部等に備え付けるため、佐賀県知事、玄海町長、唐津市長、伊万里市長、長崎県知事、松浦市長、佐世保市長、平戸市長、壱岐市長、福岡県知事及び糸島市長に提供する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

なお、原災法第12条第4項に基づく資料については内容に変更があったときに提出する。

(3) 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力管理部長は、第1.19-10表に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。

なお、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(4) 発電所、本店等に備え付ける資料

a. 発電所

原子力防災管理者は、第1.19-10表に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

b. 本店

原子力管理部長は、第1.19-10表に定める資料を、本店に備え付ける。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

c. 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力管理部長は、第1.19-10表に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点において使用できるように、第1.19-11表に定める資機材等保管場所に備え付ける。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

1.19.1.10 防災教育の実施

原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員に対し、また、原子力管理部長は、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について防災教育を実施する。

なお、教育に当たっては、計画、実施、評価確認及び継続的な改善のプロセスを適切に実施する。

- (1) 原子力防災組織及び活動に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

1.19.1.11 防災訓練の実施

(1) 社内における訓練

- a. 原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織及び本店原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、第1.19-12表に定める原子力防災訓練を1年に1回以上実施する。

なお、訓練に当たっては、計画、実施、評価確認及び継続的な改善のプロセスを適切に実施する。

- b. 原子力防災管理者は、原子力防災訓練に係る計画書、実施要領等については、事前に、原災法第30条第2項の規定に基づき、原子力防災専門官から指導及び助言を受ける。
- c. 社長は、原災法第13条の2第1項に基づき、原子力防災訓練の結果について、報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

(2) 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災要員及び緊急時対策要員を国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画させ、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を考慮して訓練に参加する。

1.19.1.12 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を円滑に進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり関係機関と相互連携を図るものとする。

(1) 国との連携

- a. 国の機関(原子力規制委員会及びその他関係省庁)とは平常時から防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- b. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- c. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査について対応を行う。
- d. 原子力防災専門官若しくは上席放射線防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。

(2) 地方公共団体との連携

- a. 地方公共団体とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
なお、モニタリングポストにより測定した放射線量等について、データの提供を行うとともに、必要な設備等については、適切に維持・管理を行う。
- b. 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- c. 佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- d. 佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から原災法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査

について対応を行う。

(3) 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等(唐津市消防本部、唐津警察署、唐津海上保安部、医療機関、その他関係機関)とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。

(4) 原子力緊急事態支援組織の整備

a. 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、第1.19-13表に定める原子力緊急事態支援組織を整備するとともに、次に掲げる事項について、あらかじめ調整しておく。

(a) 原子力緊急事態支援組織が配備する装置、資機材等

(b) 原子力緊急事態支援組織が配備する装置、資機材等の保守要領及び点検記録の保管

(c) 原子力緊急事態支援組織が配備する装置、資機材等の保管方法及び保管場所

b. 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資するため、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得させる。

1.19.1.13 周辺住民に対する活動

原子力防災管理者は、平常時から、発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

(1) 放射性物質及び放射線の特性

- (2) 原子力発電所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害発生時における防災対策の内容(緊急時に取りべき行動を含む。)

また、原子力災害が発生した場合に備え、住民等からの問合せに対応する相談窓口の設置(必要に応じて24時間受付体制)等、必要な体制を整備しておくものとする。

1.19.1.14 通報及び連絡

(1) 通報及び連絡の実施

a. 発電所内に係る警戒事態に該当する事象発生時の連絡

原子力防災管理者は、第1.19-4表の事象(警戒事態に該当する事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、その都度、所定の事項を記入し、原子力規制委員会その他第1.19-3図に定められた連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を連絡する。

なお、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後に警戒事態に該当する事象の発生についての連絡を行う場合は、第1.19-5(1)図に定められた連絡先とする。

ファクシミリ装置等を用いて送信した文書は、時系列に整理し、記録として保存する。

b. 発電所内に係る特定事象発生時の通報

原子力防災管理者は、第1.19-5表の事象(原災法第10条に該当する事象)若しくは第1.19-6表(原災法第15条に該当する事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、その都度、必要事項を記入し、15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長

崎県知事、福岡県知事その他第1.19-4(1)図に定められた通報先に、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事に対しては電話によりその着信を確認する。

また、発電所対策本部長は、その他第1.19-4(1)図に定められた通報先に送信した旨を連絡する。

なお、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後に原災法第10条又は第15条に該当する事象の発生についての通報を行う場合は、第1.19-5(1)図に定められた通報先とする。

ファクシミリ装置等を用いて送信した文書は、時系列に整理し、記録として保存する。

c. 事業所外運搬に係る特定事象発生時の通報

原子力防災管理者は、第1.19-5表の事象(原災法第10条に該当する事象)又は第1.19-6表(原災法第15条に該当する事象)のうち、当社が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあつては、発生の都度、必要事項を記入し、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他第1.19-4(2)図に定められた通報先に、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対しては電話によりその着信を確認する。

また、原子力防災管理者は、その他第1.19-4(2)図に定められた通報先に送信した旨を連絡する。

なお、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後に原災法第10条又は第15条に該当する事象の発生についての通報を行う場合は、第1.19-5(2)図

に定められた通報先とする。

ファクシミリ装置等を用いて送信した文書は、時系列に整理し、記録として保存する。

(2) 緊急時体制発令時の対応

- a. 原子力防災管理者は、この計画の「1.19.1.6(1) 緊急時体制の区分」に基づき、原子力災害の情勢に応じ、直ちに緊急時体制を発令するものとする。
- b. 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、直ちに原子力管理部長に報告する。

また、原子力防災管理者は、第1.19-14表に定めるSPDSデータがERSS及び本店へ伝送されていることを確認する。

- c. 原子力管理部長は、発電所緊急時体制の発令について、直ちに社長に報告する。

また、原子力管理部長は、第1.19-14表に定めるSPDSデータがERSSへ伝送されていることを確認する。

- d. 社長は、原子力管理部長から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、本店に緊急時体制を発令するものとする。
- e. 原子力防災管理者及び原子力管理部長は、緊急時体制発令後、原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集する。
- f. 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。

(3) 情報の収集と提供

- a. 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次のうち原子力災害の情勢に応じた事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速

かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。

- (a) 事故の発生時刻及び場所
 - (b) 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - (c) 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
 - (d) 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定(緊急時モニタリング)結果
 - (e) 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - (f) 気象状況
 - (g) 収束の見通し
 - (h) その他必要と認める事項
- b. 発電所対策本部総括班長は、上記の情報を事故状況に変化があった場合を含め、事象進展に応じた適切な間隔で収集し、文書に記載し、第1.19-3図又は第1.19-5図に定める連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を連絡する。

ファクシミリ装置等を用いて送信した文書は、時系列に整理し、記録として保存する。

- c. 本店対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、発電所対策本部と連携のうえ、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本店対策本部長に報告する。

(4) 通話制限

発電所対策本部総括班長及び本店対策本部総括班長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信手段を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

1.19.1.15 応急措置の実施

(1) 警備及び避難誘導

a. 集合場所等の指定

発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急時体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者、見学者等(以下「発電所避難者」という。)に対する集合場所等の必要な事項を指定する。また、集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員(以下「避難誘導員」という。)を配置する。

b. 避難の周知

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送・ページング等により指定する集合場所への集合及び避難の際の防護措置を周知する。この際、見学者に対しては、広報班長と協力してバス等による輸送又は避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

c. 発電所敷地外への避難

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に発電所対策本部総括班長はその旨を直ちに佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事、福岡県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

また、発電所対策本部総務班長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない

車両の使用を禁止するよう関係者に周知する。

(2) 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部安全管理班長は、モニタリングポストの測定値補完並びに、最大線量及び最大濃度地点の検索等に有効利用するため、発電所内及び発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

なお、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合には、サーベイメータ、可搬型モニタリングポスト等にて測定し、同測定結果に基づいて放射能影響範囲を推定する。

(3) 原子力災害医療

a. 救助活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者(以下「負傷者等」という。)がいる場合、負傷者等を各班長及び関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

b. 医療活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班長及び関係者と協力して応急処置、除染等の措置を講ずるとともに、参考資料-1に定める発電所内の応急処置施設への搬送、医療機関への移送、治療の依頼等の必要な措置を講ずる。

c. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の移送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達するとともに、必要に応じて原子力防災要員を随行させる。

(4) 消火活動

発電所対策本部の各班長は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

(5) 汚染拡大の防止

- a. 発電所対策本部安全管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により、発電所構内にいる者に周知する。
- b. 発電所対策本部安全管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

(6) 線量評価等

発電所対策本部安全管理班長は、発電所避難者、原子力災害対策活動に従事している要員及び緊急時モニタリング要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

(7) 広報活動

- a. 発電所対策本部広報班長及び本店対策本部広報班長は、状況に応じてプレス発表を行う。
- b. 発電所対策本部広報班長及び本店対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等公表する内容を取りまとめ、第1.19-13図に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

(8) 応急復旧

a. 施設及び設備の点検

発電所対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握する。

b. 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため、優先順位を考慮し、実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する応急復旧計画を策定する。

- (a) 施設や設備の整備及び点検
- (b) 故障した設備等の応急の復旧
- (c) その他応急の復旧対策に必要な事項

発電所対策本部保修班長及び土木建築班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

c. 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危

險時の措置について、原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施する。

- a. 発電所対策本部総括班長は、原子炉系の運転状態を示す各種データから、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- b. 発電所対策本部長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- c. 発電所対策本部安全管理班長は、1次冷却材中の放射能濃度を測定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。
- d. 発電所対策本部運転班長は、事故発生炉について、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- e. 発電所対策本部長は、その他の炉について、事故発生炉からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- f. 発電所対策本部安全管理班長は、環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

(10) 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材その他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに輸送を行う。また、発電所対策本部長

は、発電所において十分調達できない場合、本店対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

(11) 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

本店対策本部長及び発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣するとともに、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- a. 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- b. 消火、延焼防止の措置
- c. 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- d. 立入制限区域の設定
- e. 核燃料物質等の安全な場所への移動
- f. モニタリングの実施
- g. 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止並びに汚染の除去
- h. 遮蔽対策の実施
- i. その他放射線障害の防止のために必要な措置

(12) 応急措置の実施報告

発電所対策本部総括班長は、各項に掲げる応急措置(事業所外運搬に係る応急措置を含む。)を実施した場合、その概要を記入し、第1.19-3図又は第1.19-5図に定める連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を連絡する。

ファクシミリ装置等を用いて送信した文書は、時系列に整理し、記録として保存する。

(13) 原子力防災要員の派遣等

a. オフサイトセンターへの派遣等

発電所対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンター運営の準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合、又は佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から要請があった場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事、福岡県知事その他の関係機関の実施する緊急事態応急対策等が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について、第1.19-15表に定める副原子力防災管理者及び原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な要員の派遣等の措置を講ずる。

派遣された副原子力防災管理者及び原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会(原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。)の対応方針等に基づき、必要な業務を行う。

(a) オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- イ 発電所と原子力災害合同対策協議会等との連絡調整(発電所内の状況に関する情報提供等を含む。)
- ロ 国、地方公共団体が実施する報道機関への対応協力
- ハ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ニ 原子力災害合同対策協議会等への参加 等

(b) 緊急時モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- イ 緊急時モニタリング
- ロ 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ハ 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ニ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

ホ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員の対応 等

また、本店対策本部長は、原子力災害合同対策協議会等への出席者を選定し、本店からオフサイトセンターへ派遣する。

b. 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

本店対策本部長は、原子力規制委員会等から原子力規制庁緊急時対応センターの運営準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合は、第1.19-15表に定める要員を派遣する。

なお、原子力規制庁緊急時対応センターに派遣する要員については、本店、支社等から適切な要員を選定し、派遣する。

(a) 原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項

イ 発電所と原子力規制庁緊急時対応センター等との情報交換(発電所内の状況に関する情報提供等を含む。)

ロ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整

c. 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた施設の候補の中から適切な拠点を選定し、本店の原子力防災要員、緊急時対策要員その他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援拠点に必要な資機材等の輸送を、陸路を原則として実施する。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、状況に応じ複数の拠点により必要な広さ及び業務を分散させる。

(a) 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

イ 発電所への物資の輸送

ロ 輸送に付随する放射線管理、入退域管理(放射線管理教育を含む。)

ハ 拠点運営、関係機関との調整・連絡 等

なお、放射線管理等の業務については、警戒区域の設定範囲により柔軟に対応することが必要なため、あらかじめ設定することが困難なことから、資機材を確保し、状況に応じ柔軟に対応する。

d. 地方公共団体の災害対策本部への派遣

本店対策本部長は、原子力施設事態即応センターと地方公共団体の災害対策本部等との迅速かつ的確な情報共有に資するため、地方公共団体からの要請を踏まえ要員の派遣に努める。

(14) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織等への協力要請

発電所対策本部長は、川内原子力発電所、原子力緊急事態支援組織等の応援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。

これを受けて、本店対策本部長は、本店、川内原子力発電所等に応援を指示し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者に協力を要請する。また、必要に応じ、原子力緊急事態支援組織に協力を要請する。

(15) 原子力災害の拡大及び長期化した場合の措置

a. 行政機関の庁舎が避難地域に含まれ、代替施設へ機能移転した場合には、当該代替施設へ応急対策の実施報告を行う。

b. オフサイトセンターが避難地域に含まれ、代替施設へ機能移転した場合には、原子力災害合同対策協議会の出席者並びに第1.19-15表に定める副原

子力防災管理者及び原子力防災要員を当該代替施設へ派遣する。

- c. オフサイトセンター等の非常用発電機の燃料不足が見込まれる場合は、燃料補給に関する支援を行う。

(16) 被災者支援活動

a. 住民避難の支援

本店対策本部長は、地方公共団体からの要請に応じ、車両等の輸送手段の確保、備蓄物資の提供及び避難退域時検査に関する支援を行う。

b. 相談窓口の設置

- (a) 本店対策本部長は、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が発生した場合、住民等からの問合せに対応するための相談窓口(必要に応じて24時間受付体制)を設置する。
- (b) 本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに、被災者の損害賠償請求等へ対応するため、上記の相談窓口とは別に相談窓口を設置する。

1.19.1.16 緊急事態応急対策

(1) 第2種緊急時体制の発令

- a. 発電所対策本部長は、第1.19-6表の事象(原災法第15条に該当する事象)の発生について通報を受け、若しくは自ら発見したとき、玄海町、長崎県若しくは福岡県から災害対策本部を設置する旨の連絡があったとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2種緊急時体制を発令する。
- b. 発電所対策本部長は、第1.19-5図及び第1.19-9図に定める連絡経路に基づき、

- 本店対策本部長その他必要な箇所に第2種緊急時体制を発令した旨を連絡する。
- c. 本店対策本部長は、発電所対策本部長から第2種緊急時体制発令の報告を受けた場合、本店における第2種緊急時体制を発令する。

(2) 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- a. 発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会が設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている副原子力防災管理者及び原子力防災要員と連絡を密に取る。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会の要請等に対して、発電所内の状況に関する情報の提供等、必要な対応を行う。
- b. 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

(3) 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、「1.19.1.15 応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

(4) 事業所外運搬事故における対策

本店対策本部長及び発電所対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

1.19.1.17 原子力災害事後対策の実施

発電所対策本部長（発電所対策本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下この項において同じ。）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

なお、原子力緊急事態宣言が発令されない場合の事後対策についても、本項の事後対策に準ずるものとする。

また、本店対策本部長（本店対策本部が廃止されているときは、「社長」に読み替える。以下この項において同じ。）は、国、地方公共団体等と連携し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供等、その間の生活維持のための支援に協力する。

(1) 発電所及び本店の対策

a. 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態收拾の円滑化を図るため、優先順位を考慮し、実施担当者を明確にした上で、次に掲げる事項に関する復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、唐津市長、伊万里市長、長崎県知事、松浦市長、佐世保市長、平戸市長、壱岐市長、福岡県知事及び糸島市長に提出するとともに公表する。

なお、発電所対策本部長は、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。また、本店対策本部長は、発電所対策本部が行う復旧対策に対する支援を行う。

(a) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握

(b) 原子炉施設の除染の実施

(c) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施

(d) 放射性物質の追加放出の防止

(e) 各復旧対策の実施工程及び対応する対策本部班 等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

b. 緊急時体制の解除

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時体制を解除した場合、その旨を第1.19-5図に定める連絡先に報告する。

c. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。

d. 放射性物質による環境汚染への対処

本店対策本部長又は発電所対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講ずる。

(2) 原子力防災要員の派遣等

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事その他関係機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について、第1.19-16表に定める副原子力防災管理者及び原子

力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な要員の派遣等の措置を講ずる。

a. 広報活動に関する事項

(a) 発電所と原子力災害合同対策協議会等との連絡調整(発電所内の状況に関する情報提供等を含む。)

(b) 国、地方公共団体が実施する報道機関への対応協力 等

b. 緊急時モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

(a) 緊急時モニタリング

(b) 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定

(c) 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

(d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(e) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織から派遣された原子力防災要員等の対応 等

c. 派遣された副原子力防災管理者及び原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会(原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先)等における対応方針等に基づき、必要な業務を行うとともに、発電所対策本部等と連絡を密にし、情報共有を図る。

d. 発電所対策本部長は、関係機関に貸与する原子力防災資機材に不足等が生じ、発電所において十分調達できない場合、本店対策本部長に必要とする資機材の調達等を要請する。これを受けて、本店対策本部長は、川内原子力発電所等に調達等を指示し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者に協力を要請する。

1.19.2 緊急時対応施設

1.19.2.1 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に参考資料-1及び第1.19-17表に定める緊急時対策所を常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できるように施設及び設備を整備する。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時対策所を非常用電源から給電可能な状態に整備する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所等に第1.19-18表に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力防災管理者は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。

- (5) 原子力防災管理者は、原子力災害対策関係機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター等）、原子力施設事態即応センター、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡が行えるよう、第1.19-17表に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。

1.19.2.2 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力管理部長は、第1.19-14図及び第1.19-11表に定めるとおり、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補を、あらかじめ選定しておく。

なお、施設選定に当たっては、地震等の自然災害が発生した場合も考慮す

るものとする。

- (2) 原子力管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点に電気を供給できるよう、第1.19-11表に定める非常用電源を資機材等保管場所に配備する。
- (3) 原子力管理部長は、第1.19-11表に定めるとおり、資機材等を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。
- (4) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と確実な通信連絡が行えるよう、第1.19-11表に定めるとおり、通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。
- (5) 原子力管理部長は、資機材等に係る輸送体制をあらかじめ整備しておく。

1.19.2.3 原子力施設事態即応センター

- (1) 原子力管理部長は、第1.19-19表に定める原子力施設事態即応センターを、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターを地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できるように施設及び設備を整備する。
- (3) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターを非常用電源から給電可能な状態に整備する。
- (4) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターに第1.19-18表に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力管理部長は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応セ

ンター及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。

(5) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関(内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター等)、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡が行えるよう、第1.19-19表に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。

(6) 原子力管理部長は、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員が必要な期間にわたり原子力災害対応にあたることができるよう、必要となる水、食料等の備蓄及び調達に係る体制等をあらかじめ整備しておく。

1.19.2.4 集合場所

原子力防災管理者は、気象状況等を考慮した発電所内の集合場所をあらかじめ指定し、関係者に周知する。

1.19.2.5 応急処置施設

原子力防災管理者は、九州電力株式会社玄海原子力発電所緊急時診療所を応急処置施設として常に使用可能な状態に整備する。

1.19.2.6 気象観測設備

原子力防災管理者は、参考資料-1に定める気象観測設備について、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

1.19.2.7 SPDS

(1) 発電所

原子力防災管理者は、発電所に第1.19-18表に定めるSPDSを設置し、統合原子力防災ネットワークに接続するとともに、以下のとおり維持・運用する。

- a. ERSS及び本店へSPDSデータを伝送する。
- b. SPDSを非常用電源から給電可能な状態に整備するとともに、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- c. SPDSに不具合が認められた場合、速やかに修理する。
- d. 地震等の自然災害が発生し、SPDSが使用できない場合は、代替措置を講ずる。

(2) 本店

原子力管理部長は、本店に第1.19-18表に定めるSPDSを設置し、統合原子力防災ネットワークに接続するとともに、以下のとおり維持・運用する。

- a. ERSSへSPDSデータを伝送する。
- b. SPDSを非常用電源から給電可能な状態に整備するとともに、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- c. SPDSに不具合が認められた場合、速やかに修理する。
- d. 地震等の自然災害が発生し、SPDSが使用できない場合は、代替措置を講ずる。

1.19.2.8 所内放送装置

原子力防災管理者は、発電所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

1.19.3 事故状態での潜在的な放射能放出の評価に関する事業者の能力

事故影響を評価する手順として「放射線管理基準」に「異常な事象発生時の措置」及び「災害発生時の措置」を定め、これに基づき事故影響評価を実施する。

1.19.4 複数基サイトの緊急時準備

発電所には、1号機、2号機、3号機及び4号機の4ユニットが設置されているが、「1.19.1 緊急時対応に必須な機能を発揮するための取決め」は、これらの同時事故も考慮した緊急時計画となっている。

第1.19-1表 緊急時体制の区分

原子力災害の情勢	緊急時体制の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・第1.19-4表の事象(警戒事態に該当する事象)が発生したとき。 ・原子力規制委員会から警戒事態とする旨の連絡があったとき。 ・佐賀県、玄海町、長崎県又は福岡県から災害警戒本部を設置する旨の連絡があったとき。 	警戒体制
<ul style="list-style-type: none"> ・第1.19-5表の事象(原災法第10条に該当する事象)が発生したとき。 ・佐賀県から災害対策本部を設置する旨の連絡があったとき。 	第1種緊急時体制
<ul style="list-style-type: none"> ・第1.19-6表の事象(原災法第15条に該当する事象)が発生したとき。 ・内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。 ・玄海町、長崎県又は福岡県から災害対策本部を設置する旨の連絡があったとき。 	第2種緊急時体制

(注)原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時体制を継続することができる。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

1-1. 敷地境界付近の放射線量の上昇

EAL 番号※1	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 01	<p>(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1)「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で5μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 但し、落雷のときに検出された場合、又はすべての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのすべてのエアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>(2)「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で1μSv/h以上を検出したときは、1μSv/h以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が5μSv/h以上となったとき。</p>	

※1 EAL番号の記載例



事象区分	
AL	警戒事態に該当する事象
SE	施設敷地緊急事態に該当する事象
GE	全面緊急事態に該当する事象
XSE	事業所外運搬
XGE	(EAL対象外)

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬(EAL対象外)

なお、EAL番号はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL番号は、欠番となる。

玄海原子力発電所における解釈

<敷地境界付近の放射線量の上昇>

モニタリングステーション(PS-1)、モニタリングポスト(PC-1、PC-2)において、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 1地点以上において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。^{※2}
- (2) 1地点以上において、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子線測定サーベイメータにて測定した原子炉施設周辺の中性子線量と、モニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。^{※2}

※2 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、 $1\text{Gy/h}=1\text{Sv/h}$ として運用する。

但し、以下のいずれかの場合は除く。

- (1) 落雷のときに検出された場合。
- (2) 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書で報告した場合。

- ・ 補助建屋排気筒ガスモニタ(1,2号機)
- ・ 格納容器排気筒ガスモニタ(1,2号機)
- ・ 排気筒ガスモニタ(3,4号機)
- ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ(2,3,4号機)^{※3}
- ・ 使用済燃料ピット付近区域エリアモニタ(1,2号機)
- ・ 使用済燃料ピットエリアモニタ(3,4号機)
- ・ 使用済燃料ピット排気ガスモニタ(2,3,4号機)
- ・ 使用済燃料ピット周辺可搬型エリアモニタ(1号機)

※3 すべての照射済燃料を原子炉容器から取出し、すべての格納容器内高レンジエリアモニタを停止している場合には、「原子炉容器からすべての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

○ 「玄海原子力発電所における解釈」に記載する運転モード表

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
1	出力運転(出力領域中性子束指示値5%超)	全ボルト締付
2 (停止時)	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) ～ 制御グループバンク全挿入 ^{※4} による原子炉停止	全ボルト締付
2 (起動時)	～ 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下)	全ボルト締付
3	1次冷却材温度 177°C 以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93°C 超 177°C 未満	全ボルト締付
5	1次冷却材温度 93°C 以下	全ボルト締付
6 ^{※5}		1本以上が緩められている

※4 挿入不能な制御棒を除く。

※5 すべての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

(注) 各EAL事象を判断するために使用する計器指示が「玄海原子力発電所における解釈」に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、EAL事象とはならない。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

1-2. 敷地境界付近の放射線量の上昇

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE 01	<p>(1) 若しくは(2)又は(3)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5μSv/h以上が検出されたこと。 但し、落雷のときに検出された場合、又はすべての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのすべてのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。</p> <p>(2) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で1μSv/h以上を検出したときは、1μSv/h以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が10分間以上継続して5μSv/h以上となったとき。</p> <p>(3) 所在都道府県知事又は関係都道府県知事はその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で5μSv/h以上が検出されたこと。 但し、落雷のときに検出された場合は除く。</p>	

玄海原子力発電所における解釈

<敷地境界付近の放射線量の上昇>

敷地境界付近の放射線量が以下のいずれかとなったとき。

(1) モニタリングステーション(PS-1)、モニタリングポスト(PC-1、PC-2)において、以下のいずれかとなったとき。

- ・1地点において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上を10分間以上継続して検出したとき。^{※1}
 - ・2地点以上において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。^{※1}
 - ・1地点以上において、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子線測定サーベイメータにて測定した原子炉施設の周辺の中性子線量と、モニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が10分間以上継続して $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。^{※1}
- ※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、 $1\text{Gy/h}=1\text{Sv/h}$ として運用する。

但し、以下のいずれかの場合は除く。

- ・落雷のときに検出された場合。
- ・原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書で報告した場合。
 - ① 補助建屋排気筒ガスモニタ(1,2号機)
 - ② 格納容器排気筒ガスモニタ(1,2号機)
 - ③ 排気筒ガスモニタ(3,4号機)
 - ④ 格納容器内高レンジエリアモニタ(2,3,4号機)^{※2}
 - ⑤ 使用済燃料ピット付近区域エリアモニタ(1,2号機)
 - ⑥ 使用済燃料ピットエリアモニタ(3,4号機)
 - ⑦ 使用済燃料ピット排気ガスモニタ(2,3,4号機)
 - ⑧ 使用済燃料ピット周辺可搬型エリアモニタ(1号機)

※2 すべての照射済燃料を原子炉容器から取出し、すべての格納容器内高レンジエリアモニタを停止している場合には、「原子炉容器からすべての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

(2) 佐賀県、長崎県又は福岡県が設置しているモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。

但し、落雷のときに検出された場合を除く。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 02	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。</p>	
GE 02		

玄海原子力発電所における解釈

<通常放出経路での気体放射性物質の放出>

敷地境界付近の最大となる地点で、 $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する気体放射性物質の放出量として、以下に示す排気筒ガスモニタ指示値(cpm)に換算した値を10分間以上継続して検出したとき。

- (1) 1号補助建屋排気筒ガスモニタ(低レンジモニタ指示値: $4.9\times 10^5\text{cpm}$ 以上)
- (2) 1号格納容器排気筒ガスモニタ(低レンジモニタ指示値: $7.8\times 10^5\text{cpm}$ 以上)
- (3) 2号補助建屋排気筒ガスモニタ(低レンジモニタ指示値: $3.4\times 10^5\text{cpm}$ 以上)
- (4) 2号格納容器排気筒ガスモニタ(低レンジモニタ指示値: $6.7\times 10^5\text{cpm}$ 以上)
- (5) 3号排気筒ガスモニタ (低レンジモニタ指示値: $1.4\times 10^6\text{cpm}$ 以上)
- (6) 4号排気筒ガスモニタ (低レンジモニタ指示値: $1.9\times 10^6\text{cpm}$ 以上)

(注)「GE02」と「SE02」の通報基準が同一であるため、通報は特定事象発生通報の文書を使用し、原災法第15条第1項に基づく基準「GE02・SE02」として実施する。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 03	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。	
GE 03		

玄海原子力発電所における解釈

<通常放出経路での液体放射性物質の放出>

液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、レンジオーバーした状態で10分間以上継続して放出された際、速やかに試料放射能測定装置によって排水タンク等の核種分析を行う。

核種分析の結果、検出された核種の放水口における希釈濃度に換算した値が、水中濃度限度の50倍に対して、その割合の和が1以上であると判断したとき。

(注)「GE03」と「SE03」の通報基準が同一であるため、通報は特定事象発生通報の文書を使用し、原災法第15条第1項に基づく基準「GE03・SE03」として実施する。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

4. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 04	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/
GE 04	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	/

玄海原子力発電所における解釈

<火災爆発等による管理区域外での放射線の放出>

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。

(注) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「SE04」を適用する。

<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出>

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 5mSv/h 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 5mSv/h 以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。

(注) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「GE04」を適用する。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

5. 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 05	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	
GE 05	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>	

玄海原子力発電所における解釈

<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出>

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値
- 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
- 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値

(注1) 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「SE02」、「SE03」で通報する。

(注2) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「SE05」を適用する。

<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出>

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5000を乗じて得た値
- 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
- 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに5000を乗じて得た値

(注1) 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「GE02」、「GE03」で通報する。

(注2) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「GE05」を適用する。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

6. 施設内(原子炉外)臨界事故

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 06	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の高確率性が高い状態にあること。	
GE 06	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。	

玄海原子力発電所における解釈

<施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ>

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、何らかの原因によって複数の燃料集合体が異常に接近し、かつ、減速材としての水がある場合であって、臨界条件が成立する可能性があるとき。

<施設内(原子炉外)での臨界事故>

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、エリアモニタ又は中性子線測定サーベイメータによって、核燃料物質の臨界状態と考えられる中性子線又はガンマ線が検出されたとき。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

7. 原子炉停止機能の異常

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 11	<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p>	<p>(解説)</p> <p>当該状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります。追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5(1次冷却材の温度93℃以下のことをいう。)に到るまでの状態を含むものとする(以下同じ。)</p>
GE 11	<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>(解説)</p> <p>左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、当該原子炉施設の状態を示す事項(パラメータ)が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。</p> <p>「原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できないことをいう。</p>

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<原子炉停止機能の異常のおそれ>

モード1及び2において、原子炉保護系の1チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、1時間以上継続したとき。

但し、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、直ちに原子炉トリップパーシャル信号が誤動作と判断できる場合は除く。

<原子炉停止の失敗又は停止確認不能>

モード1及び2において、原子炉トリップが必要な場合において、以下のいずれの操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。

- ① 制御棒の自動挿入
- ② 制御棒の手動挿入
- ③ 手動原子炉トリップ
- ④ MGセット電源断による制御棒の挿入
- ⑤ 現地での原子炉トリップ遮断器開放

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

8. 原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 21	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	(解説) 非常用炉心冷却装置の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5(1次冷却材の温度93℃以下のことをいう。)に到るまでの状態を含むものとする(以下同じ。)
SE 21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	(解説) 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、非常用炉心冷却装置のほか、重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの)であって非常用炉心冷却装置と同程度の能力(吐出圧力及び容量)を有する設備をいう(以下同じ。) 「注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合(非常用炉心冷却装置の作動失敗等)に自動起動する、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まれない。
GE 21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	(解説) 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、非常用炉心冷却装置及び重大事故防止のための設備のポンプが起動しないこと、これらの装置に係る注水弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置及び重大事故防止のための設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう。 なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<原子炉冷却材の漏えい>

モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又は、これに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が $0.23\text{m}^3/\text{h}$ を超えた場合において、4時間以内に $0.23\text{m}^3/\text{h}$ 以下に漏えい量を回復不能と判断した後、12時間以内にモード3、又は56時間以内にモード5にできないとき。

<原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能>

モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又は、これに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。

- (1)すべての高圧注入ポンプが起動しないとき。
- (2)高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。
- (3)すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。
- (4)低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。
但し、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。

<原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能>

モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又は、これに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。

- (1)高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプがすべて起動しないとき。
- (2)高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。
但し、1次冷却材圧力が当該機器の注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。
- (3)炉心出口温度 350°C 以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。
- (4)1次冷却材圧力が高圧の状態、すべての高圧注入ポンプが起動しない場合において、蒸気発生器による1次冷却材圧力の減圧に失敗したとき。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

9. 原子炉冷却機能の異常(給水機能の喪失)

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 24	原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	(解説) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5(1次冷却材の温度93℃以下のことをいう。)に到るまでの状態を含むものとする(以下同じ。)
SE 24	原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。	(解説) 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「すべての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関する重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの)のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)及び即応性を有する設備をいう(以下同じ。) なお、通常の起動・停止工程において1次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。
GE 24	原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	(解説) 1次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、1次冷却材が1次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 「すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、非常用炉心冷却装置及び重大事故防止のための設備のポンプが起動しないこと、これらの装置に係る注水弁が閉とならないことのほか、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置及び重大事故防止のための設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう。 なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<蒸気発生器給水機能喪失のおそれ>

モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合)において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。
- (2) 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の値となったとき。

補助給水流量の合計 125m³/h未満

<蒸気発生器給水機能の喪失>

モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合)において、主給水ポンプからの給水が喪失し、すべての蒸気発生器の狭域水位が0%以下となった状態で、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプがすべて起動しないとき。
- (2) 流量調整以外の要因で、蒸気発生器への給水流量の合計が以下の値となったとき。

補助給水流量の合計 125m³/h未満

<蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能>

モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合)において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、蒸気発生器への補助給水流量が確保されず、かつすべての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプがすべて起動しないとき。
- (2) 高圧注入系弁及び低圧注入系弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。

但し、1次冷却材圧力が当該機器の注水可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。

- (3) 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。
- (4) 1次冷却材圧力を減圧させる目的により、加圧器逃がし弁を操作した場合において、加圧器逃がし弁が「開」できないとき。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

10. 電源供給機能の異常(その1:交流動力電源喪失)

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 25	すべての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。
SE 25	すべての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	(解説) 左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「すべての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、すべての非常用ディーゼル発電機(常設代替電源設備を含む。)から受電できないことをいう(以下同じ。) なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内のすべての代替電源設備含む。)が30分間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。
GE 25	すべての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	(解説) 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内のすべての代替電源設備含む。)が1時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<全交流動力電源喪失のおそれ>

交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。

(1) 使用可能な所内非常用高圧母線が1つとなった場合において、当該母線への供給電源が、ディーゼル発電機、所内変圧器、予備変圧器又は大容量空冷式発電機のいずれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。

※ 全交流動力電源喪失時においては、使用可能な所内非常用高圧母線が0であり、上記(1)に該当しないことから「AL25」の連絡は不要。

全交流動力電源喪失後、交流動力電源が供給され上記(1)に該当したときは、速やかに「AL25」の連絡が必要。

(2) 電力系統から受電できない状態が3時間以上継続したとき。

※ 全交流動力電源喪失が発生し「SE25」や「GE25」が発生している状況であっても、電力系統から受電できない状態が3時間以上継続したときは「AL25」の連絡が必要。

<全交流動力電源の30分間以上喪失>

交流動力電源が以下となったとき。

ディーゼル発電機、所内変圧器、予備変圧器及び大容量空冷式発電機からの受電ができず、すべての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が30分間以上継続したとき。

<全交流動力電源の1時間以上喪失>

交流動力電源が以下となったとき。

ディーゼル発電機、所内変圧器、予備変圧器及び大容量空冷式発電機からの受電ができず、すべての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が1時間以上継続したとき。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

11. 電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 27	非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分間以上継続すること。	<p>(解説)</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内のすべての直流電源設備をいう。</p>
GE 27	すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	<p>(解説)</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「すべての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内のすべての直流電源設備をいう。</p>

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<直流電源の部分喪失>

使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直流母線への供給電源が蓄電池(安全防护系用)、蓄電池(重大事故等対処用)、充電器又は可搬型直流電源設備(直流電源用発電機及び可搬型直流変換器)のいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。

但し、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。

<全直流電源の5分間以上喪失>

すべての蓄電池(安全防护系用)、蓄電池(重大事故等対処用)、充電器及び可搬型直流電源設備(直流電源用発電機及び可搬型直流変換器)からの受電ができず、すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

12. 原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE 28	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	<p>(解説)</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p>

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<炉心損傷の検出>

モード1、2及び3において、格納容器内高レンジエリアモニタの線量率が 1×10^5 mSv/h以上となり、かつ炉心出口温度の最高値が 350°C 以上となったとき。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

13. 停止中の原子炉に関する異常

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	(解説) 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み警戒事態の判断基準とする。
SE 29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	(解説) 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。
GE 29	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	(解説) 原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失>

ミッドループ運転^{※1}において、1つの余熱除去系の機能が喪失^{※2}し、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込み口上端以下となったとき。

余熱除去配管の吸込み口上端

3号機:EL.+0.44m

4号機:EL.+0.44m

※1 「ミッドループ運転」とは、1次冷却材系統水位を1次冷却材配管中心付近まで低下させた以下のプラント状態をいう。

燃料取出前:RCS水抜き完了～RCS水張り(原子炉キャビティ水張り)開始まで

燃料装荷後:RCS水抜き(原子炉キャビティ水抜き)完了～RCS水張り開始まで

※2 1つの余熱除去系の機能の喪失とは、以下のいずれかとなったことをいう。

(1) 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、1台の余熱除去ポンプが運転不能(1次冷却材配管の水位低下により、運転中の余熱除去ポンプを停止した場合を含む。)となったとき。

(2) 余熱除去冷却器の機能喪失等により、1系統の余熱除去機能が喪失したとき。

<停止中の原子炉冷却機能の喪失>

ミッドループ運転^{※1}において、すべての余熱除去系の機能が喪失^{※2}し、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込み口上端以下となった状態が30分間以上継続したとき。

余熱除去配管の吸込み口上端

3号機:EL.+0.44m

4号機:EL.+0.44m

※1 「ミッドループ運転」とは、1次冷却材系統水位を1次冷却材配管中心付近まで低下させた以下のプラント状態をいう。

燃料取出前:RCS水抜き完了～RCS水張り(原子炉キャビティ水張り)開始まで

燃料装荷後:RCS水抜き(原子炉キャビティ水抜き)完了～RCS水張り開始まで

※2 すべての余熱除去系の機能の喪失とは、以下のいずれかとなったことをいう。

(1) 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、すべての余熱除去ポンプが運転不能となったとき。

(2) 余熱除去冷却器の機能喪失等により、すべての余熱除去機能が喪失したとき。

<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失>

ミッドループ運転[※]において、すべての余熱除去ポンプへの供給電源の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等により炉心の冷却機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク(4号機においては燃料取替用水ピット)から炉心へ注入する手段(充てんポンプ、高圧注入ポンプ、燃料取替用水タンク水頭(4号機においては燃料取替用水ピット水頭)がすべて喪失したとき。

※ 「ミッドループ運転」とは、1次冷却材系統水位を1次冷却材配管中心付近まで低下させた以下のプラント状態をいう。

燃料取出前:RCS水抜き完了～RCS水張り(原子炉キャビティ水張り)開始まで

燃料装荷後:RCS水抜き(原子炉キャビティ水抜き)完了～RCS水張り開始まで

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

14-1. 使用済燃料貯蔵槽に関する異常

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位 まで低下すること。	(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水 が実施され水位の回復が図られるが、サイ フォンブレーカーが機能しない等、その原因 によっては水位の回復が困難な場合もある ことから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位 まで低下すること」とは、可搬型を含むす べての設備を考慮しても、当該水位まで低 下することをいう。
SE 30	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できな いこと又は当該貯蔵槽の水位を維持でき ていないおそれがある場合において、当該貯 蔵槽の水位を測定できないこと。	(解説) 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水 が実施され水位の回復が図られるが、当該 貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持で きない場合には当該貯蔵槽への注水機能 に何らかの異常があると考えられることから、 施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、 当該貯蔵槽の水位を維持できていない おそれがある場合において、当該貯蔵槽の 水位を測定できないときは、上記と同様な状 況にある可能性があること及び水位を測定 できないという何らかの異常が発生してい ると考えられることから併せて施設敷地緊急事 態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できな いこと又は当該貯蔵槽の水位を維持でき ていないおそれがある場合」とは、可搬型を含 むすべての設備を考慮しても、当該水位を 維持できないこと又は維持できないおそれ がある場合をいう。 「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」 とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯 蔵槽の水位を測定できないことをいう(以下 同じ。)
GE 30	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料 集合体の頂部から上方2mの水位まで低下 すること、又は当該水位まで低下しているお それがある場合において、当該貯蔵槽の水位 を測定できないこと。	(解説) 左記の場合、直ちに照射済燃料集合体 の冷却性が喪失するわけではないが、何ら かの異常の発生により、水位の低下が継続 し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入り が困難になるという事象の重大性に鑑み、 全面緊急事態の判断基準とする。また、当 該水位まで低下しているおそれがある場合 において、当該貯蔵槽の水位を測定できな いときは、上記と同様な状況にある可能性が あること及び水位を測定できないという何ら かの異常が発生していると考えられることか ら併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃 料集合体の頂部から上方2メートルの水位ま で低下すること、又は当該水位まで低下して いるおそれがある場合」とは、可搬型を含む すべての設備を考慮しても、当該水位まで 低下すること又は低下しているおそれがある 場合をいう。

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ>

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位がサイフォンブレーカー吸い込み位置下端以下まで低下した場合において、1時間以内にこの水位に復帰できないとき。なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型設備等による補給を含む。

3号機:EL.+10.63m(NWL-0.24m)

4号機:EL.+10.63m(NWL-0.24m)

<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失>

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。

(1) 使用済燃料ピット水位が、NWL-3m*以下まで低下した場合において、1時間以内にこの水位に復帰できないとき。なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型設備等による補給を含む。

3号機:EL.+7.87m(NWL-3m)

4号機:EL.+7.87m(NWL-3m)

(2) 使用済燃料ピット水位低警報発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器及び目視等で確認できない状態が3時間以上継続したとき。なお、使用済燃料ピット水位の測定手段には、可搬型設備等による測定を含む。

※ 使用済燃料ピット中央水面での線量率が燃料取替時の遮蔽設計基準値(0.15mSv/h)を満足しなくなる可能性がある水位

<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出>

使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。

(1) 使用済燃料ピット水位が、燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型設備等による補給を含む。

3号機:EL.+5.19m(NWL-5.68m)

4号機:EL.+5.19m(NWL-5.68m)

(2) 使用済燃料ピットエリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的又は間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が(1)の水位を上回っていることが確認できないとき。なお、使用済燃料ピット水位の測定手段には、可搬型設備等による測定を含む。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

14-2. 使用済燃料貯蔵槽に関する異常

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 31	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	<p>(解説)</p> <p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含むすべての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>
SE 31	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下すること	<p>(解説)</p> <p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し、遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含むすべての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>
GE 31	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	<p>(解説)</p> <p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し、遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含むすべての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

玄海原子力発電所2号機における解釈

<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ>

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。

(1) 使用済燃料ピット水位が、NWL-3m以下まで低下した場合において、1時間以内にこの水位に復帰できないとき。なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型設備等による補給を含む。

2号機:EL.+8.04m(NWL-3m)

(2) 使用済燃料ピット水位低警報発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器及び目視等で確認できない状態が3時間以上継続したとき。なお、使用済燃料ピット水位の測定手段には、可搬型設備等による測定を含む。

<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失>

使用済燃料ピット水位が以下となったとき。

(1) 使用済燃料ピット水位が、照射済燃料集合体の頂部上方から2mの水位に低下したとき。なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型設備等による補給を含む。

2号機:EL.+5.38m(NWL-5.66m)

<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出>

使用済燃料ピットが以下となったとき。

(1) 使用済燃料ピット水位が、照射済燃料集合体頂部の水位に低下したとき。なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型設備等による補給を含む。

2号機:EL.+3.38m(NWL-7.66m)

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

15. 原子炉格納容器機能の異常

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 41	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	<p>(解説)</p> <p>左記の様な状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p>
GE 41	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	<p>(解説)</p> <p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した後、更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p>

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<格納容器健全性喪失のおそれ>

モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の設定値*を超えた状態で、以下のいずれかとなったとき。

- (1)すべての格納容器スプレイポンプが起動しないとき。
- (2)スプレイ系統の注水ライン弁が「閉」とならないこと等により、スプレイ水の注水が確認できないとき。
- (3)格納容器圧力の上昇が10分間以上継続しているとき。

※ 格納容器スプレイ作動の設定値は以下のとおり
格納容器圧力:196kPa

<格納容器圧力の異常上昇>

モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器が最高使用圧力又は最高使用温度*に達したとき。

※ 原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度は以下のとおり
最高使用圧力:392kPa
最高使用温度:144℃

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

16-1. 障壁の喪失

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 42	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	<p>(解説)</p> <p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)燃料被覆管障壁の喪失するおそれ 2)原子炉冷却系障壁の喪失するおそれ 3)燃料被覆管障壁の喪失 4)原子炉冷却系障壁の喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<単一障壁の喪失又は喪失のおそれ>

モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失するおそれがあるとき。

- (1)燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。
- (2)原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。
- (3)燃料被覆管障壁が喪失したとき。
- (4)原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

各障壁の状況は、以下のとおり。

燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材が漏えいし、抽出ライン隔離 ^{※1} が動作した状態で、かつ充てんポンプ1台で加圧器水位の回復が見込めない。
原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材が漏えいし、加圧器圧力低による非常用炉心冷却系作動設定値 ^{※2} 以下 但し、SIブロック中は除く。

※1 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり

加圧器水位 15%

※2 非常用炉心冷却系作動の設定値は以下のとおり

加圧器圧力 12.17MPa

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

16-2. 障壁の喪失

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 42	<p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>(解説)</p> <p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ>

モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失するおそれがあるとき。

- (1) 燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- (2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- (3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 原子炉格納容器障壁が喪失
- (4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ + 原子炉格納容器障壁が喪失

各障壁の状況は、以下のとおり。

燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材が漏えいし、抽出ライン隔離*が動作した状態で、かつ充てんポンプ1台で加圧器水位の回復が見込めない。
原子炉格納容器障壁が喪失	以下のいずれかの場合。 ① 格納容器圧力上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器内自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 原子炉格納容器の隔離後も環境への直接放出経路あり

※ 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり
加圧器水位 15%

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

16-3. 障壁の喪失

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE 42	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<p>(解説)</p> <p>以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ>

モード1、2及び3において、以下の状況になったとき。

(1)燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ

各障壁の状況は、以下のとおり。

燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材が漏えいし、加圧器圧力低による非常用炉心冷却系作動設定値 ^{※1} 以下 但し、SIブロック中は除く。
原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ	以下のいずれかの場合。 ① 格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値 ^{※2} を超過し、更に10分間以上継続して圧力が上昇 ② 原子炉格納容器内のドライ水素濃度が13vol%以上

※1 非常用炉心冷却系作動の設定値は以下のとおり
加圧器圧力 12.17MPa

※2 格納容器スプレイ作動の設定値は以下のとおり
格納容器圧力 196kPa

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

17. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 43	炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用>

モード1、2、3及び4において、格納容器内高レンジエリアモニタで 1×10^5 mSv/h未満である状態で、炉心の損傷を防止するために格納容器圧力逃がし装置※を使用するとき。

※ 「格納容器圧力逃がし装置」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第50条の規定に基づき今後設置する設備であり、本設備を設置後に適用する。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

18. 原子炉制御室等に関する異常

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 51	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。
SE 51	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	(解説) 火災等により原子炉制御室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
GE 51	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失すること。	(解説) 原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ>

放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室操作盤又は中央制御室外操作盤での操作及び監視が容易にできなくなったとき。

<原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失>

中央制御室が以下のいずれかとなったとき。

- (1)放射線レベルの上昇等により、防護具等を用いなければ、運転員が中央制御室の操作盤にて監視及び操作ができなくなったとき。
- (2)原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認された状態において、中央制御室の主盤、原子炉盤又は原子炉関連盤のいずれかが以下の状態になったとき。
 - ・ 直流電源及び計装電源からの給電停止により、操作盤のすべての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。

<原子炉制御室の機能喪失・警報喪失>

中央制御室が以下のいずれかとなったとき。

- (1)中央制御室からの退避が必要となったとき。
- (2)原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認された状態において、中央制御室の主盤、原子炉盤及び原子炉関連盤が以下の状態になったとき。
 - ・ 直流電源及び計装電源からの給電停止により、操作盤のすべての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

19. 事業所内通信設備又は外部への通信設備

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、すべての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。
SE 52	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失すること。	(解説) 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備がすべて機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、中等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<所内外通信連絡機能の一部喪失>

原子炉施設に何らかの異常が発生し、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。
- (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。

<所内外通信連絡機能のすべての喪失>

原子炉施設に何らかの異常が発生し、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。
- (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

20. 火災又は溢水の発生

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 53	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	<p>(解説)</p> <p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>
SE 53	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	<p>(解説)</p> <p>左記の場合、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>

玄海原子力発電所3、4号機における解釈

<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ>

第1.19-2-1表に定める重要区域において、火災^{※1}又は溢水^{※2}が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能に支障が生じ、同一機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。

なお、運転モードにより、第1.19-2-1表に定める安全上重要な構築物、系統又は機器の機能が要求されない場合は除く。

※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む。)が発火することをいう。

※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む。)

<火災・溢水による安全機能の一部喪失>

火災^{※1}又は溢水^{※2}が発生し、以下のいずれかとなったとき。

(1) 第1.19-2-1表に定める安全機器本体又は動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有するすべての系統が使用できなくなったとき。

(2) 第1.19-2-1表に定める安全機器等のサポート設備が故障し安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。

なお、運転モードにより、第1.19-2-1表に定める安全上重要な構築物、系統又は機器の機能が要求されない場合は除く。

※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む。)が発火することをいう。

※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む。)

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

21. 外的事象(自然災害)の発生

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
— (警戒)	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
— (警戒)	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	
— (警戒)	当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。	

玄海原子力発電所における解釈

<佐賀県玄海町において、震度6弱以上の地震が発生した場合>
(注)原子力事業者からの連絡は不要。

<佐賀県北部において、大津波警報が発表された場合>
(注)原子力事業者からの連絡は不要。
(注)佐賀県北部とは、気象庁津波予報区における以下の区域をいう。
佐賀県(有明海沿岸を除く。)

<玄海原子力発電所において、設計基準を超える自然現象による影響のおそれが発生した場合>
玄海原子力発電所において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合。
(注)1、2号機は対象外。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

22. 外的事象による原子炉施設への影響等

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
— (警戒)	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
SE 55	<p>(2、3、4号機) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(1号機) 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(解説) 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難又は屋内退避を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>
GE 55	<p>(2、3、4号機) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(1号機) 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(解説) 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>当該原子炉の運転等のための施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

玄海原子力発電所における解釈

<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合>

原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。

(注)原子力事業者からの連絡は不要。

<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生>

破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

<住民の避難を開始する必要がある事象発生>

破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

23. その他原子炉施設の重要な故障等

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
— (警戒)	原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	

玄海原子力発電所における解釈

<オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合>

原子炉施設の重要な故障等について、原子力規制庁オンサイト総括が、警戒が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。

(注)原子力事業者からの連絡は不要。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

24. 事業所外運搬での放射線量の上昇

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
XSE 61	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注)事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	
XGE 61	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(注)事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	

玄海原子力発電所における解釈

<事業所外運搬での放射線量の上昇>

当社が輸送物(使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等)の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたこと。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。

(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。

<事業所外運搬での放射線量の異常上昇>

当社が輸送物(使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等)の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。
- (2) 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記(1)の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。

(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。

第1.19-2表 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

25. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい

EAL 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
XSE 62	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>(注)事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	
XGE 62	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>(注)事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし</p>	

玄海原子力発電所における解釈

<事業所外運搬での放射性物質の漏えい>

当社が輸送物(使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等)の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。
- (2) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。

<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい>

当社が輸送物(使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等)の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。

- (1) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質が漏えいすること。
- (2) 事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第4条に定める量の放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

(注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。

第1.19-2-1表 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表
(玄海原子力発電所3、4号機)

要求される機能	安全機器名	重要区域	EAL番号			3号機	4号機	
原子炉停止機能	制御棒制御系	3、4号機:原子炉トリップ遮断器室 MGセット室	—	—	GE11	○	○	
	原子炉保護系	3、4号機:継電器室				○	○	
	原子炉制御系	3、4号機:継電器室				○	○	
非常用炉心冷却機能	高圧注入ポンプ	3、4号機:高圧注入ポンプ室	—	SE21	GE21	○	○	
	余熱除去ポンプ	3、4号機:余熱除去ポンプ室				○	○	
格納容器冷却機能	格納容器スプレイポンプ	3、4号機:格納容器スプレイポンプ室	—	SE41	GE41	○	○	
	(格納容器スプレイ冷却器含む)	3、4号機:格納容器スプレイ冷却器室				○	○	
2次系除熱機能	電動補助給水ポンプ	3、4号機:電動補助給水ポンプ室	AL24	SE24	GE24	○	○	
	タービン動補助給水ポンプ	3、4号機:タービン動補助給水ポンプ室				○	○	
停止時除熱機能	余熱除去ポンプ	3、4号機:余熱除去ポンプ室	AL29	SE29	GE29	○	○	
	(余熱除去冷却器含む)	3、4号機:余熱除去冷却器室				○	○	
停止時炉心補給機能	充てんポンプ	3、4号機:充てんポンプ室	—	—	GE29	○	○	
	燃料取替用水タンク	3号機:燃料取替用水タンク室	—	SE29		○	○	
	(燃料取替用水ピット)	4号機:燃料取替用水ピット				○	○	
交流電源機能	ディーゼル発電機	3、4号機:ディーゼル発電機室	AL25	SE25 SE27	GE25 GE27	○	○	
	大容量空冷式発電機	屋外(第3保管エリア)				○	○	
	変圧器	所内変圧器				変圧器エリア	○	○
		予備変圧器				特別高圧閉閉所	○	○
	非常用交流母線	3、4号機:安全補機閉閉器室				○	○	
直流電源機能(充電器)	直流電源装置	3、4号機:直流電源室	—	SE27	GE27	○	○	
直流電源機能(蓄電池)	蓄電池(安全防護系用)	3、4号機:蓄電池室	—	SE27	GE27	○	○	
	蓄電池(重大事故等対処用)	3、4号機:蓄電池室 (重大事故等対処用)				○	○	
直流電源機能	可搬型直流電源設備(直流電源用発電機及び可搬型直流変換器)	3、4号機: 直流電源用発電機:屋外 (第3、4、5保管エリア) 可搬型直流変換器:原子炉補助建屋 4号計算機室 3、4号CRDM制御室	—	SE27	GE27	○	○	
使用済燃料冷却機能	使用済燃料ピットポンプ	3、4号機:使用済燃料ピットポンプエリア	AL30	SE30	GE30	○	○	
	使用済燃料ピット冷却器	3、4号機:使用済燃料ピット冷却器室				○	○	
	使用済燃料ピット	3号機:燃料取扱棟 4号機:燃料取扱エリア				○	○	
中央制御機能	中央制御室 主盤	3、4号機:中央制御室	AL51	SE51	GE51	○	○	
	中央制御室 原子炉補助盤					○	○	
	中央制御室 原子炉関連盤					○	○	
	中央制御室外原子炉停止盤	(核物質防護の観点から非公開)	AL51	—	—	○	○	

(注)各運転モードにおいて要求される機能は異なるため、運転モードにより要求されない場合は除く。

第1.19-3表 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名等
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所	総括班 広報班
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所	総括班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者 (副原子力防災管理者を含む。)
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所	広報班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所	安全管理班 運転支援班 本部付
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所	運転班 保修班 運転員(当直員)
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所	保修班 土木建築班
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所	安全管理班 保修班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所	総務班
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所	総務班
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	発電所	総務班 原子力訓練センター班